

令和3年度（令和4年2月採用）

一般財団法人松本市芸術文化振興財団 松本市美術館嘱託職員選考採用案内

一般財団法人松本市芸術文化振興財団

この選考は、一般財団法人松本市芸術文化振興財団が管理運営を行う松本市美術館（以下、「美術館」という。）に勤務する嘱託職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 選考の職種、採用予定人員

職種	採用予定人員	従事する業務内容
嘱託職員 (ミュージアムショップ 店長)	1名	美術館ミュージアムショップの商品販売及び販売に係る統括及び事務

2 応募資格

- (1) 国籍は問わないが、日本語が堪能であること
※ただし、就職が制限されている在留資格の人は除く。
- (2) 採用後、勤務地への通勤が可能であること
- (3) 美術や芸術分野に関心を持ち、意欲があること
- (4) ワード、エクセル等で資料作成ができること
- (5) 次の欠格事項に該当しないこと
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (6) 特に、次のような分野に秀でた人は優遇しますので、申込書の所定欄に記入してください。
 - ア 美術館や博物館での勤務経験がある人
 - イ 商品販売の経験がある人
 - ウ 外国語（特に英語）に堪能な人

3 応募要領

- (1) 選考採用申込先
〒390-0811 松本市中央4丁目2-22 松本市美術館
- (2) 申込受付
 - ア 受付期間
令和3年12月1日（水）から令和3年12月20日（月）まで（必着）
 - イ 申込方法等
美術館へ選考採用申込書を郵送するか、直接持参してください。（申込の秘密は守られません。）
※合否にかかわらず、申込書及び提出書類等は返却いたしません。
- (3) 申込受付に必要なもの
 - ア 選考採用申込書（所定様式のもの）

イ 写真（上半身、脱帽、正面向で、縦4cm、横3cm、最近3か月以内に撮影したもの）を2枚用意、それぞれ裏面に氏名を記入し、1枚を選考採用申込書に貼り、もう1枚は同封

4 選考の方法

第1次選考	(1) 選考採用申込書記載事項に基づいて選考を行います。 (2) 選考結果は、令和3年12月下旬までに通知します。
第2次選考	(1) 第1次選考者から筆記試験、面接等により第2次選考を行います。 (2) 第2次選考試験は、令和4年1月中旬に実施を予定しています。（変更になる場合があります。） 面接：人物、性向等について個別面接 ※選考採用申込書に記載した、最終学歴の卒業又は在学を証明する書類、在職期間等を証明する書類、取得資格証書等（写）を持参してください。

5 合格発表

令和4年1月下旬（予定）

6 採用

令和4年2月1日

※採用時に健康診断書及び住民票記載事項証明書を提出いただきます。

7 処遇・給与等

(1) 任用辞令は令和4年2月1日から令和4年3月31日(令和3年度)・令和4年4月1日から令和5年3月31日(令和4年度)まで。ただし、任期満了後も成績等に応じて再任用あり。

※令和4年2月1日から令和4年3月31日までは大規模改修工事終了後のリニューアルオープン準備期間のため週2日から4日の勤務予定

(2) 給与は、一般財団法人松本市芸術文化振興財団職員の賃金規程に基づき支給（月額214,350円～（諸手当を除く。））

(3) 各種手当を、それぞれの支給要件に応じて支給

(4) 社会保険として、健康保険、厚生年金、雇用保険あり

(5) 勤務時間及び休日等は、一般財団法人松本市芸術文化振興財団職員の任免、服務等に関する規程（松本市の例による）に基づく取り扱い

ア 勤務時間：原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間

※土日祝日勤務あり

イ 休日：4週間に8日と祝日分(概ね休館日を含む週休2日)、年末年始

8 問い合わせ先

選考採用に関して不明な点は、下記に問い合わせてください。

松本市美術館

〒390-0811 松本市中央4丁目2-22

電話番号 0263-39-7400 FAX番号 0263-39-3400

e-mail: museum@city.matsumoto.lg.jp